

## ■東教区巡回説教者制度利用について

### 1. 依頼

- 1) リストにある先生方に直接、依頼してください。  
(個人情報保護の観点からリストはダウンロード書類からは省略しております。教区伝道奉仕部長もしくは教区書記までお問い合わせください。直接お送りいたします。)
- 2) 交通費についてご確認ください。
- 3) 日程が決まりましたら、詳細を伝道奉仕部長までメールもしくはファックスにてご連絡ください。
- 4) 通年でのご利用の場合は、年間計画を確定し、ご報告ください。また、当制度要綱第5条②に関するご利用の場合は、その旨明記してください。
- 5) 連絡をいただき、伝道奉仕部長の承認をもって、当制度の利用が確定します。
- 6) 事前に連絡をいただいていないものに関しては、当制度の利用認定ができない場合がありますので、必ずご連絡ください。

### 2. 費用

- 1) 2, 3種教会の場合、謝礼2万円をご用意願います。(教区負担分1万円をお立替ください)
- 2) 交通費も教会にて一時お立替ください。(担当説教者にご確認ください)
- 3) 宿泊が必要な場合は、当該教会にてご負担をお願いします。
- 4) 1種教会の場合は、謝礼2万円と交通費(実費)のご用意を願います。(宿泊が必要な場合も、ご負担をお願いします。)  
※交通費は、千円単位で切り上げてのご用意をお願いします。

### 3. ご利用後

- 1) 利用報告・請求フォーム (<http://www.jelc-higashi.org/>「東教区の働き」／「伝道奉仕部」よりダウンロード可) に必要事項を記入し、伝道奉仕部長までメールにてご報告ください。
- 2) ご報告を受けて当制度利用の完了とし、お立替いただいています諸費用のお支払いをいたします。(振込先金融機関の情報をお知らせください。)

## ■注意事項

1. 2, 3種教会の方は、教区負担分(交通費と謝礼のうち1:万円)の一時立替をお願いします。
2. 会計処理に関しましては、「巡回説教者要綱」第5条④をご参照ください。  
※ご不明な点がありましたら、教区伝道奉仕部長までご連絡ください。